

## 劉連仁訴訟一審判決

### 事実認定

(東京地裁2001年7月12日判決より)

[→戦争・植民地被害者の被害事実—戦後補償裁判の記録から](#)

[→HOME](#)

#### 4 劉連仁に関する事実経過

##### (1) 劉連仁の職業、家族構成

劉連仁は、1913年7月25日（但し旧暦）に生まれ、強制連行された1944年9月28日ころは、31歳であった。当時、劉連仁は山東省諸城県柴溝区草泊村（現在の高密市井溝鎮草泊村）に、妻である原告趙玉蘭と両親、弟4人、妹1人とともに9人の家族で暮らしており、原告趙玉蘭は妊娠中で長男である原告劉煥新を身籠もっていた。家族は皆農夫であり、小作で貧しい生活を送り、劉連仁の父と劉連仁が一家を支えていた。（甲26、劉連仁本人）

##### (2) 劉連仁が日本内地に連行されるに至った経緯

劉連仁は、昭和19年（1944年）9月28日ころ、朝自宅を出た直後、日本軍の支配下にあった中国軍の兵士から先に剣の付いた銃を突きつけられ、理由を告げられることなく同行を求められた。劉連仁は、草泊村の役場、油呼頭村、大沙窩村、張家村、棗行村にある日本軍の拠点へ連れて行かれた後、高密県政府の牢獄に收容された。このとき劉連仁同様高密県の牢獄へ集められた中国人は約200余人であった。高密県の牢獄は日本軍が管理していた。劉連仁らは、高密県の牢獄から高密の駅に縄で縛られて連れて行かれた。同所において、劉連仁ら連行された中国人のうち約100人が逃走を企てたが、武装した軍隊が銃剣で刺しあるいは発砲する等したため逃走は成功せず、その際数人の中国人が負傷し、死亡した者もあった。劉連仁もその際銃で頭を撃たれ負傷し、一時意識を失ったが、治療を受けることはなかった。逃走事件の後、劉連仁らは、日本軍から「おまえたちは青島で飛行場を造るために狩り出されてきた」との説明を受けた。劉連仁らは、同行から約3日後、武装した日本兵と中国兵の監視の下、高密県から汽車に乗せられ、青島に連行された。

劉連仁らは、青島に連行され、中国人捕虜收容所で勞工訓練所である大東亜公司に收容されたが、同所は華北勞工協會の建物で、日本兵が監視しており、周囲には電流を流した鉄条網が張り巡らされていた。同所に收容された中国人は約800人になっていた。

劉連仁らは、連行後、青島を出航するまで、日本へ連れて行かれることにつき正式な説明を受けたことはなく、また、日本において働くことにつき同意を求められたこともなく、日本における労働条件などについても説明を受けなかった。

劉連仁ら約800人は、上記青島の収容所に約6日間収容された後、同年10月22日、青島において貨物船プルト号に乗せられ、船底の船倉に詰め込まれて日本へ連行された。同月28日、劉連仁らを乗せた貨物船は門司港に到着し、劉連仁らは検疫を受けた後上陸し、税関の検閲を受け、宿泊所である昭和館に収容された。

劉連仁ら約800人は、200人ずつ4隊に分けられ、劉連仁を含む200人は門司港に到着した当日に汽車に乗せられ、北海道雨竜郡沼田村幌新太刀別所在の明治鉱業株式会社昭和鉱業所（以下「昭和鉱業所」という。）へ向かった。劉連仁ら200人は、門司駅から酒田駅経由青森駅まで汽車に、青森から函館まで船に、函館駅から深川駅経由昭和駅まで汽車に乗せられ、同年11月3日、昭和鉱業所に到着した。その間、明治鉱業株式会社戸畑本社及び昭和鉱業所から派遣された社員が付き添い、また、酒田警察署、青森水上署、函館水陸両署、深川警察署などの警察官も援助して、劉連仁ら200人を昭和鉱業所の宿舎に収容させた。（甲3の1、2、甲14、甲26、証人上野志郎、劉連仁本人）

### （3）昭和鉱業所が劉連仁を含む中国人労働者を受け入れるに至った経緯

昭和鉱業所は、昭和19年度、日本政府から22万トンの出炭命令を受けたが、日本人労働者及び朝鮮人労働者のみでは労働者不足であり、命令の実行が困難であった旨を日本政府に申述したところ、厚生省から中国人労働者200人の割当てを受け、出炭目標を達成するよう指令を受けたため、この中国人労働者200人の移入方を厚生省及び華北勞工協会に依頼した。明治鉱業株式会社は、昭和19年（1944年）9月引率者を中国に派遣し、同年10月、華北勞工協会との間で、華北勞工協会が供出する200人の中国人労働者を明治

鉱業株式会社が移入し2年間使用する旨の華労供出契約を締結した。引率者は、青島に至り、華北勞工協会青島出張所において供出方法を打ち合せたところ、華北勞工協会より、割り当てられる中国人労働者は行政供出であり主に山東省高密県より供出する旨を伝達された。同月16日から同月20日までに華北勞工協会青島訓練所に中国人労働者が収容され、同月21日、華北勞工協会から明治鉱業株式会社の引率者へ契約人員200人の引渡し完了した。劉連仁は、この200人の中の1人であった。(甲1の1、2、甲3の1、2、甲14、弁論の全趣旨)

#### (4) 昭和鉱業所における労働の実態

劉連仁らは、昭和鉱業所に到着して数週間後から、炭坑内における石炭の掘削及び運搬の作業に従事した。劉連仁らの作業時間は、昼夜2交代制で12時間であり、朝6時過ぎに作業現場に行き、夕方宿舎に戻った。炭坑の中での休憩は、昼食時に一度あるだけであった。仕事にはノルマが課せられ、それが終わらなければ棒杭などで暴行を受けることもあり、労働時間を延長させられた。休日はなかった。

衣服は、日本に連行される前に、軍用シャツ1枚とズボン1着、ゲートルの支給を受け、昭和鉱業所に着いた後、地下足袋1足と厚手の作業服上下1着、軍手、藁で編んだ作業手袋の支給を受けた。外での作業のときには藁で編んだ草履を履いて作業をしたが、この草履は、ぼろぼろになった者から順次支給された。タオルは、2枚支給された。

寝具は、事業場に着いてから新たに支給されたものではなく、藁で編んだござの上に青島で支給された布団1枚を掛け、就寝した。

炭坑内で労働するようになってからの食事は、小麦粉で作った饅頭が1食に1個与えられ、野菜や肉類、汁類は与えられないということが多かった。劉連仁の体重は、青島で測定したときには90キログラム近くあったが、炭坑に入る前に計測したときには50キログラムくらいに減少していた。

昭和鉱業所の宿舎は、木造2階建ての建物で、そこに劉連仁ら200人の中

国人労働者が寝起きした。ストーブは、1階と2階の部屋にそれぞれ6個、風呂場に1個、台所に2個、全部で15個あった。燃料の石炭は少なく、部屋の建物に隙間が多かったため、部屋の中は十分暖まることはなかった。

炭坑での労働では、埃や汗で体が相当汚れたが、劉連仁らは、昭和鉱業所に着いてから、5、6か月くらいの間風呂に入れなかった。昭和20年（1945年）4月ころからは、毎日1回風呂に入ることができた。衛生状態が悪く、皮膚病が流行し、のみやしらみに悩まされた。

昭和鉱業所内には、病院があり、医師がいた。炭坑に働きにいけないような重い患者は、病院で治療を受けることができた。

嗜好品については、少量の煙草、煙管の支給があった。

宿舎の周りに高さ3メートルくらいの板壁が設けられ、宿舎は10人から20人程度の日本人が監視していた。劉連仁らが炭坑から宿舎に戻ると、宿舎にはすぐに鍵がかけられ、外出はできなくなった。

なお、昭和鉱業所に連れて来られた200人の中国人労働者のうち、9人が稼働中に死亡し、後記のとおり、逃走した劉連仁を含む5人を除く186人は中国に送還された。（甲1の1、甲26、劉連仁本人）

#### （5） 劉連仁の逃走から発見まで

終戦を約2週間後にひかえた、昭和20年（1945年）7月30日ころの夜、劉連仁は、日本人の監督に反抗したことに対するその後の処罰をおそれ、他の中国人労働者4人とともに作業所から北海道の山中に逃走した。逃走した中国人労働者が日本人に発見されると、警察に連行され、事業所に戻されても極めて少量の食料しか与えられないなどの厳しい不利益が課せられたことを知っていたので、劉連仁らは、日本人に発見されないよう細心の注意を払った。ともに逃走した4人の中国人は、昭和21年（1946年）4月までに次々と発見され、以降、劉連仁は、1人で北海道の山中を逃走した。

劉連仁は、食糧を持ち出さなかったため、雑草を食べ、山水を飲み、近くの農家の畑から少量の食料を取り、海辺では昆布を食料とするなどした。衣服も

ぼろぼろであったため、飼料の入っていた麻袋を被ったり、布切れや紙くずを拾って体に巻き付け、藁や木の皮を集めて紐で巻き付けて足に履いた。

1年のうち半年以上は、雪の中での洞穴生活を強いられ、その大部分は完全に雪に閉じこめられていた。洞穴では、膝頭を両手で抱くようにし、その上に顎を載せて体を動かさずじっとしている日が続いた。夏は、日本人に発見されないよう、毎日のように居場所を変え、冬も1年ごとに洞穴を掘る場所を変えるなど、常に日本人に発見されないよう警戒を緩めなかった。

劉連仁は、人里に下りてくることもあったが、情報から隔離されていたため、日本が敗戦し、終戦したことを知ることはできなかった。

劉連仁が逃走してから、約12年6か月経過した、昭和33年（1958年）1月末ころ、劉連仁は、北海道石狩市当別町字材木沢の山中にて発見され、同年2月9日、数人の警察官らにより保護された。（甲1の2、甲3の1、甲4の2、甲5、甲26、劉連仁本人）

## 5 劉連仁発見後の日本での状況

### （1）劉連仁の札幌市内での滞在

劉連仁は、昭和33年（1958年）2月9日、日本人により保護された後、派出所に連行され、翌10日、札幌市内の警察署等に連行された後、札幌華僑総会の事務局長であった席占明が身元引受人となり、札幌市内に滞在した。

同月25日、劉連仁は、札幌市出入国管理事務所から出頭要求を受けたが、自分を不法残留者として取り扱っているものと受け取り、出頭要求を拒否した上、同月26日、日本政府当局が自分を不法残留者として取り扱う態度に対する抗議と、日本政府及び明治鉱業株式会社に対する補償要求等を内容とする、「日本政府にもの申す」と題する抗議声明を公表した。その間、劉連仁を支援する上記団体等が北海道や札幌市及び日本政府に対し劉連仁への補償を要求するよう交渉を行ったが、実現しなかった。（甲4の2、甲5、甲26、劉連仁本人）

### （2）日本政府の対応等

ア 昭和33年（1958年）3月12日、衆議院外務委員会において、田中稔男委員の質問に対し、当時の内閣総理大臣岸信介は、劉連仁が発見されたこと及び同人が明治鉱業株式会社で労働していたことを確認していること、政府として同人を適当な引揚船により中国へ帰国させる手配をしていることを答弁し、さらに、劉連仁の日本での苦労をねぎらう発言をした。（甲15の1）

イ 同年3月25日、参議院予算委員会第2分科会において、吉田法晴議員の質問に対し、板垣修アジア局長は、劉連仁が明治鉱業株式会社に雇用されていた旨及び中国人労働者の名簿については終戦後のどさくさで原本は焼却したか紛失したかしてなくなった旨答弁した。（甲15の2）

ウ 同年4月9日、衆議院外務委員会において、田中稔男委員が劉連仁ら中国人労働者の強制連行の事実の有無について質問したのに対し、岸首相は、「政府として当時の事情を明らかにするような資料がなく、強制連行の事実を確かめる方法がない、中国人連行の政策を決定した閣議決定の趣旨は中国人労働者を強制連行するという趣旨ではなかったが、事実問題として強制連行の事実が存在したか否かを確かめるすべはない、政府として責任を持ってその事実を明らかにすることはできない」という趣旨の答弁を行った。

それに続き、田中委員が外務省報告書の存在について質問したのに対し、松本瀧藏政府委員は、「それが存在していること自体は承知しているが現在外務省には残っていない」旨の答弁をした。

さらに、劉連仁に対しての慰労の具体的手段に関する質問に対し、岸首相は、政府として劉連仁が約13年間の逃走生活で強いられた苦労を認め、人道的な立場から劉連仁が日本に滞在している間十分な待遇を行う意向を明らかにした。（甲15の3）

エ 劉連仁は、同年4月10日に中国に渡航する予定となっていたが、その2日前である同月8日、劉連仁の支援者によって集会が開催され劉連仁も

出席していたところ、当時の内閣官房長官であった愛知揆一から、劉連仁の日本での苦勞をねぎらい、帰国の手配をしているという趣旨の手紙を受け取った。さらに、劉連仁は、この手紙とともに現金10万円の入った封筒も渡されたが受領を拒否し、翌9日、日本政府が負うべき責任を負わない態度をとっていることへの非難を内容とする抗議声明文を日本政府に提出した。（甲4の2、甲26、劉連仁本人）

## 6 劉連仁の中国帰国後の状況

(1) 劉連仁は、昭和33年（1958年）4月10日、白山丸により東京港から中国へ渡航し、数日後、故郷である山東省高密市井溝鎮草泊村へ、約14年ぶりに帰郷した。劉連仁が日本に連行された後、同人の妻である原告趙玉蘭は、男子（原告劉煥新）を無事出産したが、働き手を失った家族8人は生活に困り、妹は年季奉公に出されていた。父親は、劉連仁が連行されてから9年目に、母親は、劉連仁が帰国する1年前に死亡していた。劉連仁は、約13年間にわたる逃走生活の影響で、体が弱り、関節が痛み、また、夜寝ていても咳が止まらないなどの後遺症が残った。（甲5、甲26、劉連仁本人）

(2) 劉連仁は、昭和33年（1958年）に帰国した後、日本政府に対して謝罪と賠償を求めたいとの気持ちを持ち続けていた。

平成3年（1991年）、劉連仁は、日本のテレビ局の招待で日本に渡り取材を受けた。その際、劉連仁は、日本政府に対して3項目の要求を行った。一つは、日本政府が責任を認めて劉連仁に謝罪すること、もう一つは、劉連仁が受けた肉体的、精神的な損害を補償すること、さらに、劉連仁のような悲劇的な歴史を2度と繰り返さないように中日間で記念物を建てることであった。しかし、日本政府は何らの対応も取らなかった。

平成5年（1993年）、劉連仁は、日本の当時の社会党の委員長が訪中した際に、日本政府への要求書を手渡したが、日本政府は、何ら応答しなかった。

平成6年（1994年）、劉連仁は、日本の弁護士に初めて会い、日本に対

して裁判を起こして日本政府の責任を追及することが可能であることを示唆され、平成8年（1996年）3月25日、本件訴えを提起した。（甲26、劉連仁本人、弁論の全趣旨）

（3）劉連仁は、平成12年（2000年）9月2日死亡した。同人の相続人は、妻である原告趙玉蘭、長男である原告劉煥新及び長女である原告劉萍の3名であり、原告らは、劉連仁が請求していた損害賠償請求権につき、原告趙玉蘭が5分の3、原告劉煥新及び原告劉萍がそれぞれ5分の1の割合で取得することを合意した。（弁論の全趣旨）

## 第5 争点

第4で認定した、本件の背景事情及び劉連仁に関する事実経過によれば、太平洋戦争の進展に伴う国内の労働者の不足に対処するため、日本政府は、昭和17年閣議決定により、国策として中国人労働者の日本内地への移入を決定し、これを実行に移したこと、日本政府は、中国人労働者の内地への移入を実行するに当たっては、特別供出、自由募集、訓練生供出及び行政供出の4つの供出方法を採用し、昭和19年次官会議決定によって対象者を40歳以下の男子とすることを原則とし、1定期間の訓練、日本への輸送の方法、契約期間、日本での使用条件、管理体制等を定め、さらに華人労務者内地移入手続によって中国人労働者の取扱いの細則を定めるといった措置を採ったこと、以上のような移入に関する手続が定められていたにもかかわらず、このうちの行政供出の実態は、外務省報告書でも「半強制的に供出せしめたるもの」と指摘されているとおり、また、劉連仁に対する日本内地への連行の状況からも明らかなおり、その多くは本人の意思を無視した強制的なものであったこと、また、連行された中国人の日本内地での就労状況についても、昭和19年次官会議決定では、使用条件を定め、就労に関する契約があるかのごとき記述があるものの、その実態は、中国人労働者の意思にかかわらず、当該事業主との間に1方的に労使関係を生じさせるものであったこと、以上のような状況のもと、昭和19年（1944年）9月28日ころ、当時中国山東省で家族と共に平穏な生活を送っていた劉連仁は、昭和17年閣議決定に基づく行政供出により、日本軍あるい

は日本政府の支配下にあった中国軍の兵士によって、自らの意思に反して一方的かつ強制的に連行され、青島から貨物船に乗せられて日本に連れて来られたこと、日本に連行された劉連仁は、強制的に昭和鉱業所での労働に従事させられたこと、劉連仁に対する日本内地への強制連行及び強制労働の実態は、戦時下で日本全体が食糧不足となり、労働条件が悪化していたという特殊な状況を考慮してもなお、劣悪な労働条件下の過酷なものであったこと、その結果、劉連仁は就労先からの逃走を余儀なくされ、以後約13年間の長期にわたって北海道内での逃走生活を送り、筆舌に尽くし難い過酷な体験を強いられたこと、以上の事実が認められる。